

全国老施協宛てにお寄せいただいている慰労金に関する Q&A について

本会会員施設の皆様よりお問い合わせいただいた慰労金に関する Q&A について、お知らせいたします。なお、随時以下 URL にてお問合せ内容を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

掲載 URL: 介護施設等における新型コロナウイルス感染対策2(Q&A) | 全国老施協
<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-single-entry&type=contents&spot=319368>



Q85 【慰労金の金額】慰労金について、事業所の判断で支給対象の職員分の額を減額して、その分を支給対象外の職員にも支給できるか？

A 慰労金を受け取る権利は介護従事者本人にあり、事業所は代理受領するという立場に過ぎないため、国の事業としては、ひとりあたり 5 万円もしくは 20 万円で支給していただくことになります。(回答者:厚生労働省)

Q86 【慰労金に対する課税】

- (1) 慰労金について受け取った金額は、社会保険・労働保険における保険料徴収の対象外か？
- (2) 今回の交付金事業で慰労金支給対象外となった場合に、法人が自己財源で独自に慰労金の拠出を行った場合は、課税対象で社会保険料も徴収することとなるという理解で良いか？

A (1) 対象外です。

(2) 法人が自己財源で独自に慰労金の拠出を行った場合であっても、一定の要件を満たす場合は、所得税法上、非課税所得に該当します。(下記 URL 問 9-3 参照)より詳細な問い合わせは国税庁にお願い致します。

[\(参考\) 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)

(回答者: 厚生労働省/公益社団法人全国老人福祉施設協議会新型コロナウイルス感染症対策チーム)

Q89 【慰労金の対象】

老人福祉法第5条の3の「老人福祉施設」に含まれる「老人介護支援センター(在宅介護支援センター)」は慰労金の対象になるか。また、その際の扱いは地域包括支援センター等と同様か。

A 在宅介護支援センター単独では慰労金の対象とはなりません。地域包括支援センターのサブセンター又はランチとして位置づけられている場合や、保険給付や総合事業の生活支援サービスの指定を受けている場合等は、対象として差し支えありません。(回答者: 厚生労働省)

Q90 【慰労金の会計処理】

慰労金に関する会計処理について、勘定科目等の対応はどのようにすれば良いか。

A 同時に振り込まれる手数料等を含めて「預り金」の対応で差し支えない。(回答者:厚生労働省)

(例) 慰労金 3名×50,000円=150,000円 振込手数料 500×3件=1,500円

●すべて預り金での処理

(1)県等から慰労金分と振込手数料分が入金

		【資金収支】
普通預金 150,000円 / 預り金 150,000円(慰労金分)		支払資金 / 支払資金
普通預金 1,500円 / 預り金 1,500円(手数料分)		支払資金 / 支払資金

(2)職員へ慰労金を支払

		【資金収支】
預り金 150,000円 / 普通預金 150,000円(慰労金分)		支払資金 / 支払資金

(3)銀行へ振込手数料を支払

		【資金収支】
預り金 1,500円 / 普通預金 1,500円(手数料分)		支払資金 / 支払資金